

「第1種利用規定承認組換え作物栽培実験指針(案)」についての意見

2004年1月23日

社団法人 農林水産先端技術産業振興センター  
理事長 畑中 孝晴  
所在地：〒107-0052 東京都港区赤坂1丁目9番13号  
電話：03-3586-8644  
FAX：03-3586-8277

「第1種利用規定承認組換え作物栽培実験指針(案)」について、以下の意見を提出しますので、宜しくご検討下さいますようお願いいたします。

記

1. カルタヘナ法に基づく第1種使用規程の承認を受けた遺伝子組換え作物で「食品安全性承認」および「飼料安全性承認」がえられた作物の栽培については、一般の作物と同等に扱われるべきものであり、実験といえども、何ら制限を設けるべきではない。
2. 上記の観点から、それら環境・食品・飼料のすべてにおいて安全性承認を得た遺伝子組換え作物について、一般の作物の栽培実験と区別して、特別の指針を策定するのであれば、その趣旨を明確にすべきである。
3. 「第1 総則 1 目的」をより分かり易く記述するとともに、本指針は農林水産省所管の独立行政法人の研究所・研究センターの圃場で行う栽培実験のみを対象とすることを明示すべきである。
4. 隔離圃場のような小面積で厳重な管理のもとに行われる栽培実験については、大規模な栽培実験とは及ぼす影響の程度が著しく異なるものであり、区別して指針を定めるべきである。
5. 隔離距離による交雑防止措置については、第2回「第1種使用規程承認組み換え作物栽培実験指針」検討会の資料に示された諸外国の例に比べて、いずれの場合も著しく長距離となっており、交雑率を著しく低く求めるあまり過大に設定されているきらいがあるが、諸外国と整合性のとれた、適正な隔離距離を定めるべきである。とくに、環境・食品・飼料のすべてにおいて安全性承認が得られている遺伝子組換え作物については、ある程度の交雑を容認すべきであり、隔離距離はより短縮できるものとする。
6. 本基準(案)のような隔離距離を定めた場合は、モニタリングは不要と考える。本基準(案)より隔離距離を短縮した場合のモニタリング措置については、有効・簡便で、かつ実施可能な方法を検討願いたい。例えば、1万粒の種子全てについてPCR法で交雑を検査することは、現実的に困難であるので、キセニア現象が明

らかでない場合は抽出数をより小さく定めるべきである。

7. 隔離距離による交雑防止措置がとれない場合、開花前の摘花、除雄、被覆、温室内での栽培等を行うことになっているが、このことによってカルタヘナ法に基づく生物多様性評価に影響を与えないよう、同法と整合を図られたい。
8. 隔離距離によらない交雑防止措置における開花前の摘花、除雄又は袋かけ等の措置は、とくに、トウモロコシ、ナタネの食品・飼料の安全性評価を受けるためのサンプルを我が国で生産することを困難にし、我が国における組換えトウモロコシ、ナタネの研究・開発に支障をきたす。
9. 「第2 3 (3)栽培実験終了後の第1種利用規定承認組換え作物等の焼却等」は、「栽培実験終了後の第1種利用規定承認組換え作物等の処分」とする。現今では、焼却施設の性能によっては、焼却は必ずしも容易でない場合もあることから、ことさら強調されるのは適切ではない。同様の趣旨から、ア の記述も、「・・・全て引き抜き、種子以外の部分の栽培実験区画への鋤込み、堆肥化、焼却により・・・」と、より実施が容易な方法から順に列挙されたい。
10. 第3 栽培実験に係わる情報提供について：計画書の公表は「栽培開始の少なくとも2週間前までに」とされたい。
11. 本指針は、農林水産省所管の独立行政法人の研究所、研究センターにおける栽培実験を対象とするものではあるが、他省庁や公立、私立、民間の教育機関等における遺伝子組換え作物栽培実験に対して、さらには生産者個人が一般圃場で行う試験栽培等に広く影響を及ぼすことは必至である。農林水産省所管の独立行政法人の研究所、研究センター以外における本基準内容の準用は慎重に行われたい。また関係者の意見を充分聴取されたい。
12. このような指針の策定は、当面やむをえないものとしても、今後の科学的知見の集積や一般の人々の遺伝子組換え作物に対する理解の進展に応じて適切な見直しが行われるべきである。

遺伝子組換え作物は、2003年現在世界18ヶ国で栽培され、その栽培面積は既に我が国の国土の1.8倍に相当する6,770万ヘクタールに達している。また1996年に米国で商業栽培が始まって以来、現在までに遺伝子組換え作物が食品、飼料及び環境に対して負の影響を及ぼしたという報告はなされていない。このように遺伝子組換え作物が、世界農業の発展に貢献している状況に鑑み、農林水産省としては、遺伝子組換え作物の研究開発を積極的に進めるとの観点に立って諸施策の推進を図られたい。

とくに遺伝子組換え作物の有用性と、その安全性評価の仕組みの有効性についての正当な理解が広く社会的にゆきわたるよう、最大限の政策的努力を払われるよう強く要望する。

以 上